

通知

— 取引業者の皆様へ —

MOA健康科学センター
監査室

MOA健康科学センターは研究費の不正使用に厳格に対応し、不正使用が起きない、起こさない環境づくりに取り組んでいます。

研究費の不正使用に関して、厳しく取り締まっておりますので、ご協力をお願いします。

◆ 研究費の不正使用とは

本財団職員からの依頼により、実態を伴わない虚偽の書類（架空取引、品名替等）を作成し、実態があったものとして本財団に提出して、不正に研究費を支出させることです。

- ・預け金：架空の発注・納品により支払われた研究費を取引先に管理委託することです。
- ・品名替：取引事実と異なる品名に書き換えた書類を本財団に提出することです。
- ・その他：上記以外の虚偽の書類の作成。

◆ 不正行為に対する処分

不正行為に対しては、その内容に応じて、一定期間取引を停止することになってしまいますので、本財団の職員からの依頼があっても虚偽の書類（架空取引、品名替等）の作成は絶対にされないよう、ご協力をお願いします。

◆ 研究費の不正使用に係る通報窓口

本財団職員から架空発注や虚偽の書類の作成等、不正と思われる取引の要請等があった場合は、「総務管理課」または「監査室」にご相談をお願いします。

TEI：0557-86-0663 FAX：0557-86-0665

E-mail：kansa@mhs.or.jp

MOA健康科学センター不正使用防止計画推進室

【不正行為をした場合の取引停止期間】

預け金や品名替等、不正行為に対しては、その内容に応じて、3ヶ月以上9ヶ月以内の一定期間、取引が停止されます。

また、特に悪質な不正行為と認められるときは、9ヶ月を超える期間の取引が停止されることがあります。

以 上